

現場技術業務共通仕様書変更対照表

改正後：令和8年1月13日土技第1493号（令和8年2月1日適用）

改正前：令和4年8月15日土技第655号（令和4年9月1日適用）

現場技術業務共通仕様書

現場技術業務共通仕様書

令和8年2月

沖縄県土木建築部

令和4年9月

沖縄県土木建築部

現場技術業務共通仕様書変更対照表

改正後：令和8年1月13日土技第1493号（令和8年2月1日適用）

改正前：令和4年8月15日土技第655号（令和4年9月1日適用）

第1章 総則

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

30. 「書面」とは、打合せ記録簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したもの的有效とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

第106条 担当技術者の資格

1. 第201条で示されている担当技術者については、次のいずれかに該当する者であること。

また、業務内容が土木以外の分野であるもの、若しくは相当程度含まれるものについては、発注者が別に示す資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門ー建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）、公共工事品質確保技術者（II）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・「管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・土木関係の技術的行政経験を5年以上有する者

第130条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第1章 総則

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したもの的有效とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

第106条 担当技術者の資格

1. 第201条で示されている担当技術者については、次のいずれかに該当する者であること。

また、業務内容が土木以外の分野であるもの、若しくは相当程度含まれるものについては、発注者が別に示す資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門ー建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）、公共工事品質確保技術者（II）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・「管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・土木関係の技術的行政経験を10年以上有する者

第130条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

現場技術業務共通仕様書変更対照表

改正後：令和8年1月13日土技第1493号（令和8年2月1日適用）

改正前：令和4年8月15日土技第655号（令和4年9月1日適用）

第2章 監督に関する補助業務	第2章 監督に関する補助業務
<p>第201条 担当技術者</p> <p>1. 担当技術者は、第202条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事監督技術基準（案）」及び「土木工事書類作成マニュアル（案）」等を十分理解し、厳正に実施すること。</p> <p>(2) 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事書類簡素化の手引き（案）」を参考に工事書類の削減や紙媒体と電子データとの二重提出の防止等に留意すること。</p> <p>(3) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。</p> <p>(4) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。</p> <p>(5) 業務の実施にあたって、関係法令等、業務対象工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。</p>	<p>第201条 担当技術者</p> <p>1. 担当技術者は、第202条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事監督技術基準（案）」等を十分理解し、厳正に実施すること。</p> <p>(2) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。</p> <p>(3) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。</p> <p>(4) 業務の実施にあたって、関係法令等、業務対象工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。</p>